

理 由 説 明 書

令和3年8月20日に受け付けた、内閣官房内閣総務官（以下「処分庁」という。）による行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第9条第2項の規定に基づく不開示決定処分（令和3年6月22日付け閣総第585号。以下「原処分」という。）に対する審査請求については、下記のとおり、原処分を維持することが適当である。

記

1 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が令和3年4月26日付けで行った、「2020年に日本学術会議が推薦した会員候補者のうち、内閣総理大臣が任命しなかった者がわかる一切の文書」との行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して、処分庁において、「本件対象文書については、保有していない」ことを理由に不開示として原処分を行ったところ、審査請求人から審査請求が提起されたものである。

2 審査請求人の主張及び原処分の妥当性について

審査請求人は、「内閣官房副長官が任命から除外すべき者の検討と指示を行ったことは明らかであり、内閣官房に本件任命拒否に関する公文書が存在しないはずはない」旨主張している。

しかしながら、処分庁においては、本件開示請求を受け、文書の探索を実施したが、本件開示請求に該当する文書の存在は確認できなかった。また、日本学術会議会員任命に関する事務については、内閣府が担当していることから、内閣府において必要な文書が作成、保存されている。内閣官房は、文書は保有していないため、不存在を理由とする不開示決定をしたものであり、審査請求人の主張はそもそも事実誤認に基づくものである。

したがって、文書を保有していないことを理由に不開示決定を行った原処分は妥当である。

3 結語

以上のとおり、本件審査請求については、審査請求人の主張は当たらず、原処分は維持されるべきである。